

令和5年度高良内町家庭井戸水質検査業務

仕 様 書

久留米市環境部

## 令和5年度高良内町家庭井戸水質検査業務

### 1 検査目的

杉谷埋立地下流域の井戸水の水質検査を行い、生活環境への影響を確認すること。

### 2 分析項目及び分析方法

#### ・採水時測定項目

採水時刻、天候、気温、水温

項 目	基準値及び目標値	分析方法
一般細菌	100個/mL以下	水道法水質基準及び水質管理目標 設定項目の検査方法による。
大腸菌	検出されないこと	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
有機物等(TOC)	3mg/L以下	
味	異常でないこと	
臭気	異常でないこと	
色度	5度以下	
濁度	2度以下	
水素イオン濃度	5.8～8.6	
塩化物イオン	200mg/L以下	
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	
アンモニア性窒素	—	
カルシウム、マグネシウム(硬度)	300mg/L以下	
残留塩素	—	

### 3 採取箇所及び試料採取日

- ・採取箇所は別添地図に示す計16箇所(採取箇所の詳細は市より指定する)。
- ・検査は年1回行うものとし、2日間で実施する。なお、3日目を予備日とする。
- ・試料採取日は市が各家庭と調整し、請負者に指定する。
- ・試料採取は市の立会いのもと、各家庭の同意のうえ指定された水栓より採水する。
- ・試料採取の時間は特別な場合を除き、原則として9:00～17:00の間に行う。
- ・雨天、留守等採水できない場合は、順延する。順延する場合の日程調整については市が行うものとする

### 4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

### 5. 報告書の提出

- ・試料採取後、30日以内に分析結果報告書を2部作成し提出する。

## 6. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- ② 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ③ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

## 7. 業務遂行上の遵守事項

- ① 業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
- ② 業務遂行上において、安全確保のために考えられる保護具等を装備、着用する。
- ③ 業務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
- ④ 本仕様書に明示されない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

業務名称	令和5年度高良内町家庭井戸水質検査業務		設計	精算	
<p>会計年度：令和5年度</p> <p>件名：令和5年度高良内町家庭井戸水質検査業務</p> <p>履行期間：契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで</p> <p>履行場所：久留米市高良内町地内</p> <p>業務内容：別紙「仕様書」による</p> <p>設計金額：. - うち消費税及び地方消費税相当額 . -)</p>					
<p>概要</p> <p>1 水質検査業務</p> <p style="text-align: right;">1式</p>					



## 第1号 内訳書

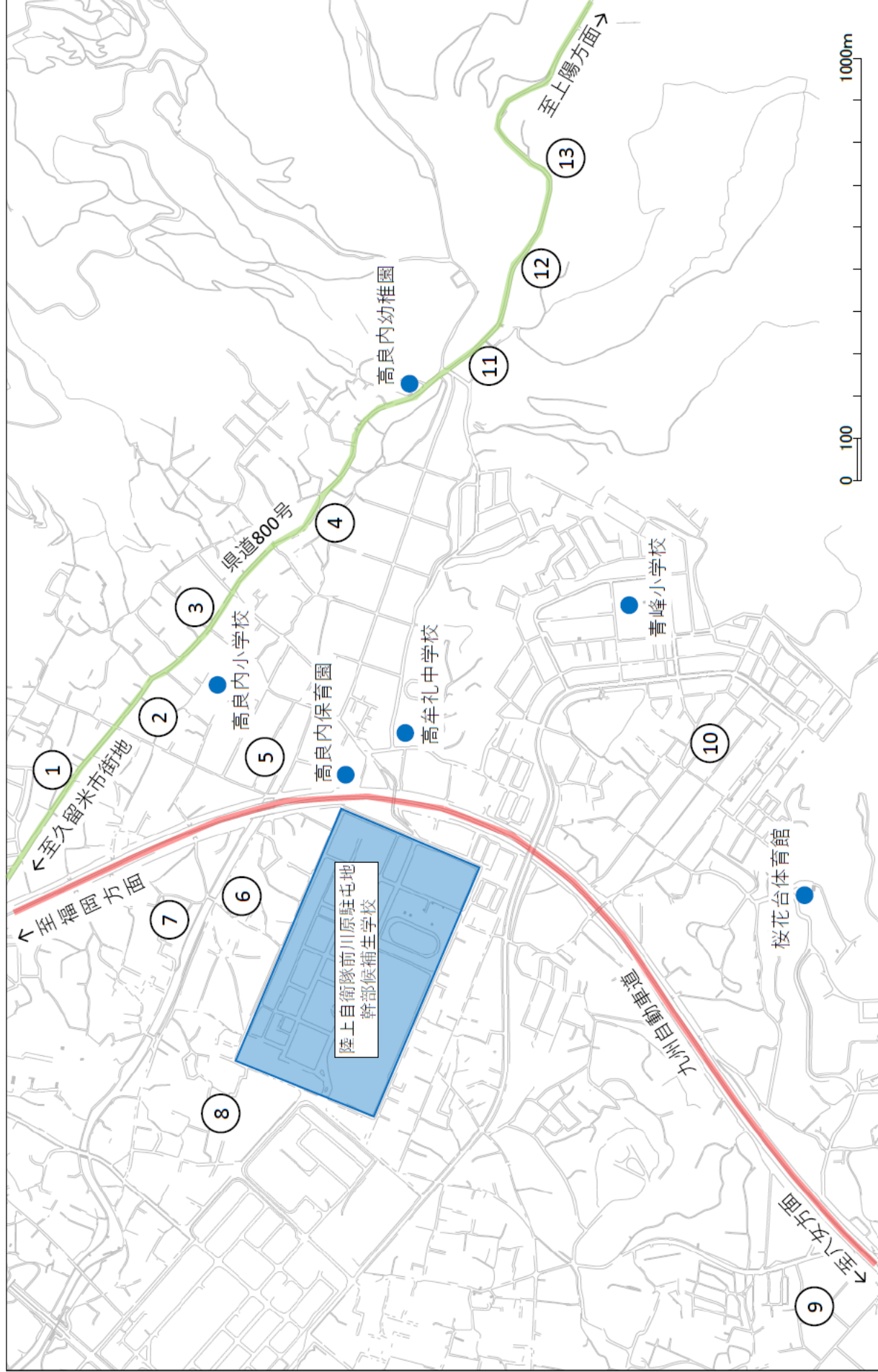
## 直接業務費

計 円

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1 水質検査業務					
検査項目					
一般細菌	16	検体			
大腸菌	16	検体			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	16	検体			
有機物等(TOC)	16	検体			
味	16	検体			
臭気	16	検体			
色度	16	検体			
濁度	16	検体			
水素イオン濃度	16	検体			
塩化物イオン	16	検体			
ヒ素及びその化合物	16	検体			
鉄及びその化合物	16	検体			
アンモニウム性窒素	16	検体			
カルシウム、マグネシウム(硬度)	16	検体			
残留塩素	16	検体			
試料採取費	1	式			
計					

# 高良内町家庭井戸水質検査業務

## 採水位置図 ①～⑬



# 高良内町家庭井戸水質検査業務

## 採水位置図 ⑭～⑯

